

【補助対象外経費】

- (1) 補助対象事業を主催し、又は共催する者の関係者及びその同居する親族等に対して支出する一切の経費
- (2) 補助対象事業を主催し、又は共催する者の飲食に要する経費
- (3) 家賃、光熱水費
- (4) 敷金及び礼金
- (5) 販売に直接要する経費（商品の仕入に係る経費及び人件費を含む）
- (6) 店舗・事務所の賃貸に要する経費
- (7) 保守点検、部品の交換等施設等の維持管理に要する経費
- (8) 土地の取得、造成、補償等に要する経費
- (9) 補助対象事業（商業活性化事業に限る。）終了後、当該事業以外の事業等に流用できる機材、消耗品等の購入に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税
- (11) その他市長が認める経費